

# 第1章 組 織

## 東総地区広域市町村圏事務組合事務局設置条例

昭和51年 3月 9日

条 例 第 3 号

東総地区広域市町村圏事務組合管理者の権限に属する事務を分掌させるため、  
組合に事務局を置く。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。